

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月27日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 三 戸 武 志

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月17日 午前 9時00分から 令和 7年 9月24日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月 1日 午前 9時30分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年10月15日 午前10時00分 場 所 千葉地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年10月 2日 午前 9時00分から 令和 7年10月 6日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7年 8月27日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	17,990,000 14,392,000	一括	3,598,000	136,638	32,936
1	2,680,000				
2	11,710,000				
3	670,000				
4	2,930,000				



令和 6年(ヌ)第 173号

令和 6年(ケ)第 454号

物 件 目 録

1 所 在 八千代市保品字中台谷
地 番 1915番67
地 目 宅地
地 積 222.77平方メートル
共有者 A 持分5分の4

2 所 在 八千代市保品字中台谷1915番地67
家屋 番号 1915番67
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 62.31平方メートル
2階 54.03平方メートル
共有者 A 持分5分の4

(以上令和6年(ヌ)第173号事件の物件番号1, 2)

3 所 在 八千代市保品字中台谷
地 番 1915番67
地 目 宅地
地 積 222.77平方メートル
共有者 B 持分5分の1

4 所 在 八千代市保品字中台谷1915番地67
家屋 番号 1915番67
種 類 居宅

令和 6 年（ヌ）第 1 7 3 号
令和 6 年（ケ）第 4 5 4 号

物 件 目 録

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

床 面 積 1 階 6 2 . 3 1 平方メートル
2 階 5 4 . 0 3 平方メートル

共有者 B 持分 5 分の 1

(以上令和 6 年（ケ）第 4 5 4 号事件の物件番号 1, 2 (B 持分))

令和6年（ヌ）第173号

令和6年（ケ）第454号

注 意 書

令和6年（ヌ）第173号事件に、令和6年（ケ）第454号事件のうち下表③記載の物件を併合しました。併合後の物件目録の物件番号と前記各事件の物件番号との対応関係は以下のとおりとなります。

① 併合後の 物件番号	② 令和6年(ヌ)第173号事件 物件番号1、2 (共有持分5分の4)	③ 令和6年(ケ)第454号事件の物件 番号1、2のうち令和6年(ヌ)第 173号事件の対象外の共有持分 5分の1
1	1 (持分5分の4)	
2	2 (持分5分の4)	
3		1 (持分5分の1)
4		2 (持分5分の1)

現況調査報告書及び評価書については以下にご留意ください。

- ① 現況調査報告書については、令和6年（ヌ）第173号、令和6年（ケ）第454号の各現況調査報告書を御覧ください。ただし以下にご留意ください。
 - ・ 令和6年（ヌ）第173号の現況調査報告書では共有持分を対象としていますが、本事件は併合により物件全部が売却対象となります。
- ② 評価書については、令和6年（ヌ）第173号、令和6年（ケ）第454号の評価書（補充書）を御覧ください。

物 件 明 細 書

令和 7年 5月15日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 百 家 聡 子

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2, 4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 八千代市保品字中台谷
地 番 1915番67
地 目 宅地
地 積 222.77平方メートル

共有者 A 持分5分の4

2 所 在 八千代市保品字中台谷1915番地67
家屋 番号 1915番67
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 62.31平方メートル
2階 54.03平方メートル

共有者 A 持分5分の4

(以上令和6年(ヌ)第173号事件の物件番号1, 2)

3 所 在 八千代市保品字中台谷
地 番 1915番67
地 目 宅地
地 積 222.77平方メートル

共有者 B 持分5分の1

4 所 在 八千代市保品字中台谷1915番地67
家屋 番号 1915番67
種 類 居宅



令和 6 年 (ヌ) 第 173 号

令和 6 年 (ケ) 第 454 号

物 件 目 録

構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

床 面 積 1 階 62.31 平方メートル
2 階 54.03 平方メートル

共有者 B 持分 5 分の 1

(以上令和 6 年 (ケ) 第 454 号事件の物件番号 1, 2 (B 持分))



令和6年（ヌ）第173号
令和6年10月1日受理
令和6年12月5日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所
執行官 関根裕幸

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 八千代市保品字中台谷
地 番 1915番67
地 目 宅地
地 積 222.77平方メートル

共有者 A 持分5分の4

2 所 在 八千代市保品字中台谷1915番地67
家屋 番号 1915番67
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 62.31平方メートル
2階 54.03平方メートル

共有者 A 持分5分の4



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	未実施（住居表示未実施区域）		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（共有者ら（ ☒ A ☒ B）） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有（共有）し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	本件は共有者 ☒ Aの持分5分の4を対象とする強制競売である 3枚目「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（共有者ら（ ☒ A ☒ B）） ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	本件は共有者 ☒ Aの持分5分の4を対象とする強制競売である 3枚目「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

その他の事項

■ 本土地について

- 1 本建物の敷地として利用されている。
- 2 北西側は幅員約6メートルの市道に接面しており、周辺隣地とはブロックフェンスで区画されているため、現況の形状は地積測量図の記載と概ね一致しているものと思料される（接面道路の状況及び周辺隣地との高低差については評価書を参照）。
- 3 東端部分に屋根及び周壁を備えた大型の物置（約12㎡）が設置されているが、基礎がないため、動産と認めた（登記及び課税もない。）。
- 4 評価人の調査によれば、主な公法上の規制等として、もえぎ野住宅地区地区計画及び八千代もえぎ野第1区建築協定があるとのことである。

■ 本建物について（各部屋の配置については、12枚目「間取図」参照）

- 1 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建の戸建住宅であり、間取りは4LDK+WIC+SICとなっている。
- 2 築後の経過年数は約5年であり、室内外ともに通常の使用に伴う損耗等が見受けられた。その他、室内の状況は以下のとおりである（**関係人B**から聴取した損傷箇所等については、4枚目「関係人の陳述等」参照）。
 - (1) 1階のリビングダイニングを中心に、クロスが剥がれている箇所が複数ある。
 - (2) 2階の洋室Bの入口壁面に穴があいている。
 - (3) 室内で猫が1匹飼育されている。

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者(共有者))	1 本土地及び本建物の共有者(B)は私の妻です。本建物には私が家族とともに住んでいます。 2 今のところ、11月5日(火)か8日(金)であれば都合がつきそうです。 (以上、令和6年10月25日電話で聴取)
■ B (債務者(共有者)の妻)	1 私は A の妻です。都合が悪くなってしまったので、今日の日時を変更するということを夫が連絡しているはずですが、連絡はなかったのでしょうか？夫は外出してしまっているのが不在ですし、私も外出しなければなりません。 2 (執行官室宛に連絡はなかった旨を伝えると)来週14日(木)か再来週21日(木)であれば、私が在宅しているので、対応できます。できるだけ早い時間にして下さい。 3 夫から聞いたところでは、今週中か近いところでまとめて債権者に支払うことを考えているということでした。 (以上、令和6年11月8日物件所在地で面談) 1 本建物には A を含めて家族で住んでおり、室内で猫を1匹飼っています。 2 本土地及び本建物の購入資金を二人で出し合ったので、現在の共有関係になっています。 3 本建物を新築してからリフォームはしていません。そのままの状況です。室内のクロスが剥がれているのは猫ではなく、子供がいるのでそのためです。 4 築後約5年なので住宅の設備に不具合はありません。雨漏りや水漏れ、排水の詰まりもなく、地震や台風による被害もありませんでした。 5 本土地の境界について、周辺隣地との間に争いはありません。なお、北東部分にある物置は、 A が知り合いからガルバリウム鋼板をもらってきて、本建物の新築後1年くらい経ってから造ったものだと思います。土地上に屋根と壁があるだけで基礎はありません。 (以上、令和6年11月21日物件所在地で面談)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

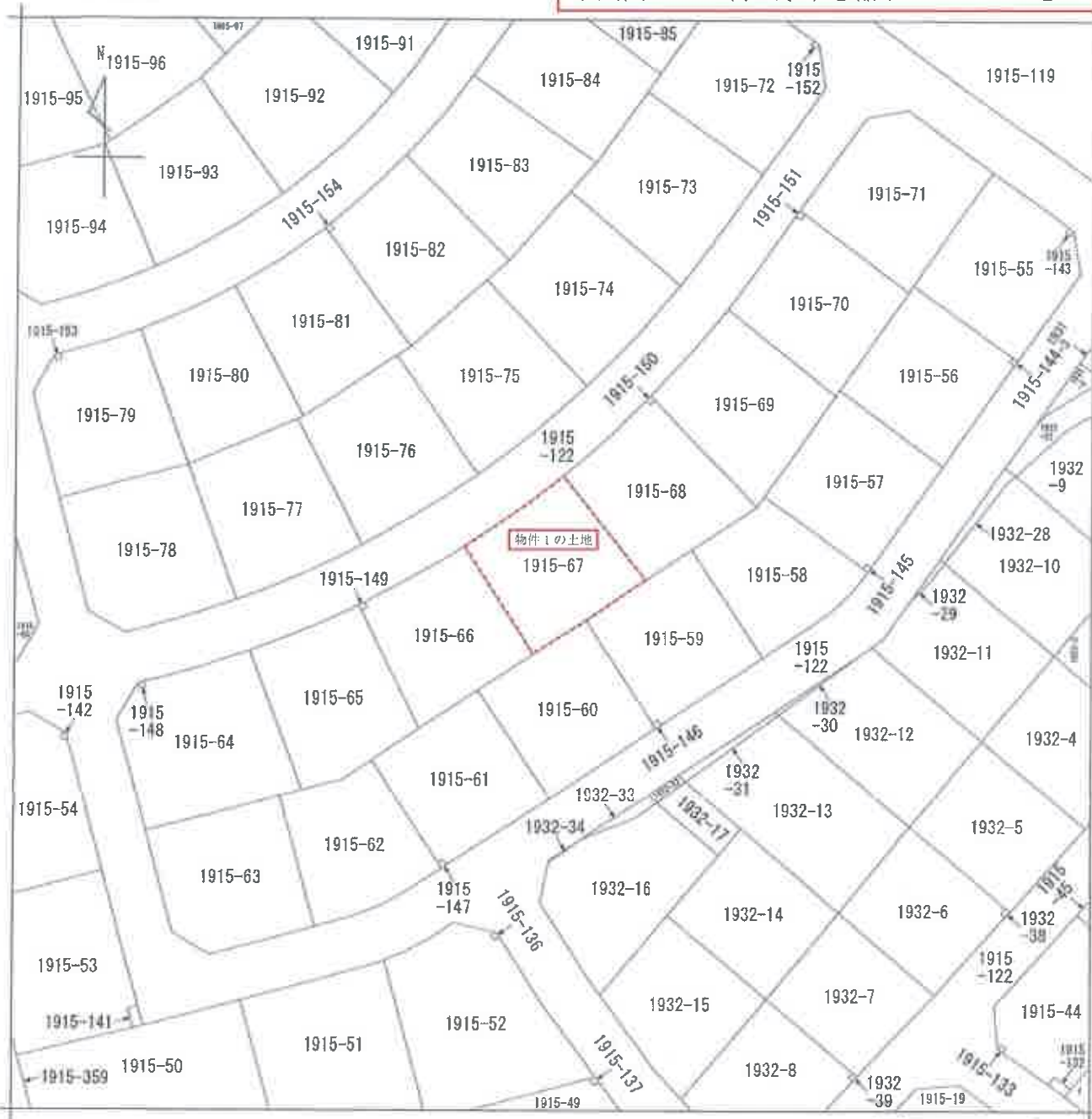
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年10月7日 (月) 16 : 10 — 16 : 15	物件所在地	物件確認、占有調査、写真撮影 不在のため、調査協力依頼文書を投函 (応答なし。)
令和6年10月7日 (月) 16 : 45 — 16 : 55	八千代市役所	①本建物の家屋見取図 ②物置の家屋見取図及び公課証明書 の交付を請求 (②は該当なし。)
令和6年10月16日 (水) 11 : 45 — 12 : 00	千葉地方法務局 船橋支局	物置の登記の有無を調査 (該当なし。)
令和6年10月22日 (火) 10 : 45 — 10 : 50	物件所在地	不在のため、再度調査協力依頼文書を投函 (A から連絡あり。)
令和6年10月25日 (金) 18 : 05 — 18 : 10	当庁執行官室 (電話)	A に電話し、占有状況等を聴取 立入調査日時調整
令和6年11月8日 (金) 11 : 00 — 11 : 10	物件所在地	立入調査のため、評価人同行 B と面談し、立入調査日時再調整 (同人か らの申出を受けて、本日の調査は中止した。)
令和6年11月19日 (火) 11 : 50 — 12 : 00	千葉地方法務局 船橋支局	本土地の地積測量図の交付を請求 (申立添付書類として提出されていないため。)
令和6年11月21日 (木) 13 : 40 — 14 : 25	物件所在地	立入調査、評価人同行、占有調査、写真撮影 間取り確認、 B と面談
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

イ 1915-43

本図面はA 3判の原本を縮小コピーしたもの



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

保品

請求部	所在	八千代市保品字中台谷				地番	1915番67			
出力縮	1/500	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日	平成8年9月4日			備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(千葉県地方務局船橋支局管轄)

令和6年7月12日

大津地方務局

地図整理番号：M27325

登記官

(1/1)

登記年月日 平成8年9月4日

これは図面に記載されている内容を示した図面である。
令和6年11月19日 千葉地方方法務局 船橋支局 登記官

689390

全体図 ①

地番 1915-2
1915-19~170

土地の所在 八千代市保田字中台谷

地積測量図 8.9.4

1/56

全体図

物件1の土地

神楽寺南郷

米本字雷

(定数)

縮尺 1/3000

申請人

平成8年8月8日作製

作製者

請求番号: 17-1 (1/56)

登記年月日 平成8年9月4日

689391

地積測量図 8.9.4
2/56

地番 1915-2
1915-19~170

土地の所在 八千代市保品字中台谷



作製者

平成8年8月8日作製

申請人

縮尺 1/

(既測量)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月19日 千葉県国土・建設部 地籍課 作成

登記簿

本図面はA3判の原本を縮小コピーしたもの

地籍測量図

8.9.4.
10/56

1915-19~-170

八千代市保田字中台谷

地番

土地の所在

689399

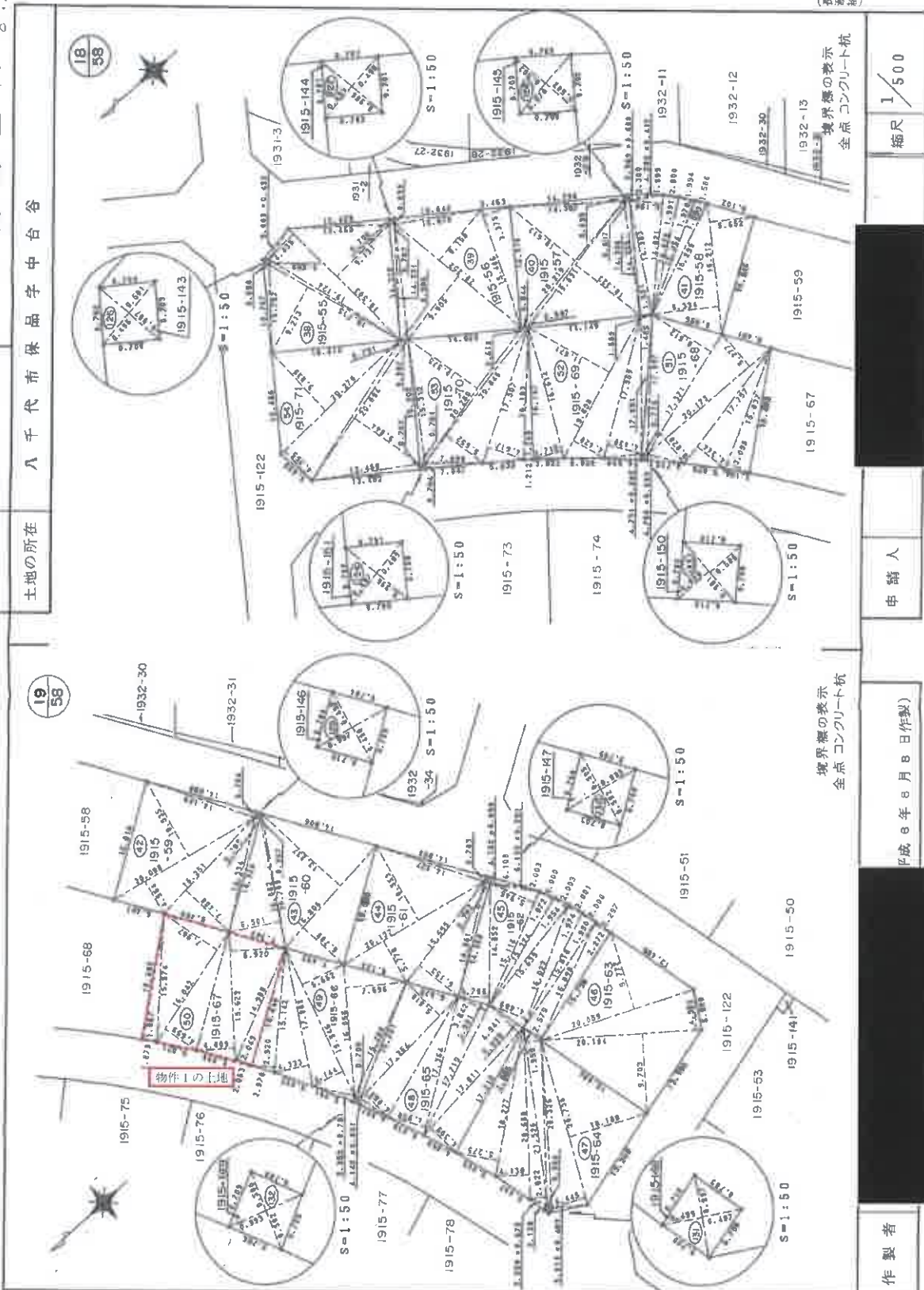
登記年月日：平成8年9月4日

これは図面に記録されたい内容を示した書面である。

平成6年11月19日

千葉県庁法務局船橋支局

登記証



平成8年8月8日作製

申請人

作製者

縮尺 1/500

(10/56)

689427

地番 1915-19 ~ -170

地積測量図 8.9.4

土地の所在 八千代市保品字中台谷

地番 1915-68			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	17.371	8.612	149.59052
	17.097	0.710	12.130870
	20.173	5.277	106.452921
	20.173	3.820	77.060860
	4.755	0.693	3.295215
	17.757	4.344	77.136408
	15.637	3.095	49.015515
		積算面積	474.688841
		総面積	237.3494205
		総面積	237.34

地番 1915-69			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	19.608	11.671	231.179168
	19.608	4.420	87.551360
	17.959	4.430	79.558370
	17.091	1.485	25.380135
	4.731	0.685	3.240735
	16.614	3.715	61.721010
		積算面積	498.630778
		総面積	244.3153890
		総面積	244.31

地番 1915-70			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	20.280	10.575	214.461000
	15.312	0.701	10.733712
	20.845	0.618	12.882828
	20.845	5.652	117.821592
	7.088	0.704	4.989952
	17.507	4.617	80.929819
	16.163	1.209	19.565247
		積算面積	481.284150
		総面積	230.6420750
		総面積	230.64

地番 1915-71			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	20.278	9.835	199.424130
	20.278	4.955	100.880270
	20.894	0.751	15.681394
	20.894	9.844	205.680536
	13.459	0.702	9.448218
		積算面積	530.934548
		総面積	265.4672740
		総面積	265.46

地番 1915-65			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	17.364	5.818	101.023752
	17.364	4.063	70.549932
	4.142	0.591	2.462122
	17.364	4.930	85.604520
	17.719	3.842	68.076398
	17.811	4.941	88.004151
	17.811	4.309	76.747599
		積算面積	492.968474
		総面積	246.4342370
		総面積	246.43

地番 1915-66			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	19.946	5.652	112.734792
	16.056	7.596	121.961376
	15.260	0.700	10.682000
	19.946	4.144	82.656224
	5.353	0.701	3.752453
	17.068	4.333	73.955644
	15.142	2.920	44.214840
		積算面積	449.957129
		総面積	224.9785645
		総面積	224.97

地番 1915-67			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	16.042	7.967	127.806514
	16.042	4.659	74.739678
	15.629	4.809	75.159861
	15.629	6.920	108.152680
	14.988	2.043	30.620484
	15.574	1.867	29.076858
		積算面積	445.555975
		総面積	222.7779875
		総面積	222.77

物件1の土地

作製者

平成8年8月8日作製

申請人

縮尺

(実測)

これは図面に記載されている内容と証明した書面である。
令和6年11月19日 千葉県庁建設局 船橋支局

登記官

登記年月日：令和2年4月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(千葉地方司法務局 総務課管理)

令和6年7月12日 千葉地方司法務局

登記官

各階平面図 建物図面

登録番号 1915番67

建物の所在 八千代市保品字中台谷1915番地67

1 階

求積表	
7.735×2.730	$= 21.116550$
7.280×2.275	$= 16.562000$
7.735×3.185	$= 24.635975$
合計	62.314525
床面積	62.31 m ²

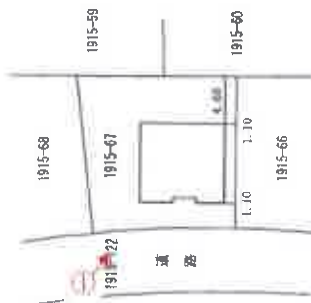
物件2の建物

2 階

求積表	
5.688×4.550	$= 25.880400$
7.735×3.640	$= 28.155400$
合計	54.035800
床面積	54.03 m ²

物件2の建物

(注) ←○は写真撮影位置、方向及び写真番号を示す。



作製者

申請人

持分5分の4

持分5分の1

縮尺 250

縮尺 500

《令和2年4月1日印刷》

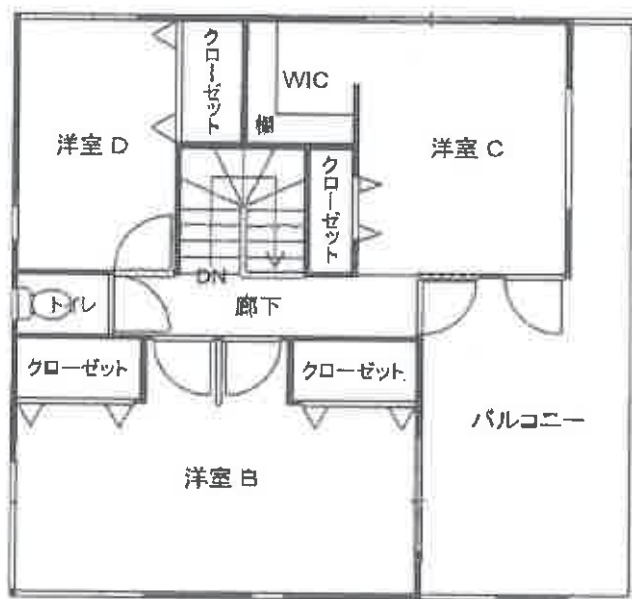
本図面はA3判の原本を縮小コピーしたもの

間取図

評価人作成



1階



2階



(注) ←○は写真撮影位置、方向及び写真番号を示す。

物件2の建物（物件1の土地）①



1階（リビングダイニング）②



1階（キッチン）③



1 階（洗面所）④



1 階（浴室）⑤



令和6年(ケ)第454号
令和7年 1月24受理
令和7年4月 9日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所
執行官 谷下 功洋

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 八千代市保品字中台谷
地 番 1915番67
地 目 宅地
地 積 222.77平方メートル
共有者 A 持分5分の4
共有者 B 持分5分の1

2 所 在 八千代市保品字中台谷1915番地67
家屋 番号 1915番67
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 62.31平方メートル
2階 54.03平方メートル
共有者 A 持分5分の4
共有者 B 持分5分の1



(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	住居表示未実施			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（共有者） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項				
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（共有者） ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 保管開始日 支部 平成 年（ ）第 号 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B	< 3月11日に得られた陳述 > 本件物件の占有関係は先に行われた現況調査の時と変わらない。 執行官から送られた入室調査の期日指定書については気が付かなかった。 現在建物内で顧客の施術中で入室調査に応じることは出来ない。 別の日であれば応じることができる。 < 3月18日に得られた陳述 > 本件土地と建物を共有する ■ A は私の夫である。建物は住居として使用している。他に占有者は居ない。 当所は夫が経営する株式会社遠藤総業の本店所在地となっているが、登記があるのみで事務所はない。 私は1階（洋室A）において美容関係の仕事をしている。個人で営んでおり法人格は無い。 土地の境界について争いはない。 建物に関し雨漏りや水回りの不具合はない。 屋内で猫を一匹飼っている。 ソーラーパネルの設置はない。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件建物は共有する■ A ■、■ B ■が住居として使用しているものと認められる。
■ A ■の経営する株式会社遠藤総業は屋内で郵便物等が認められたが、法人の表示、事務機器や事務所等として利用している様子も見受けられず、面談した■ B ■の陳述どおり占有実態はないものと思料する。
- 2 屋内は内壁クロスの汚損が散見され2階洋室Bの壁面には大きな穴(写真⑦)が見受けられた。
- 3 敷地内にある物置は基礎がなく動産と認められる。
- 4 本件調査は二度の臨場にも係わらず占有する債務者兼所有者らからの反応がなかったため解錠入室調査を行うこととし同人らに期日指定書を送付した。調査日当日玄関インターホン越しに呼び掛けても応ずる者がなく、玄関が施錠されていたため、立会人を立ち合わせ入室したところ■ B ■が在室していた。同人より客の美容施術中のため調査日を改めて欲しい旨要請あり、状況を鑑み入室することは不適切と思われたため、次回期日(3/18とした)を決め調査を一旦中止した。
尚、次回臨場時に立会人を立ち合わせ調査を行うこととし、入室調査ができなかった場合は次回に日時を指定せずに解錠入室調査を行う場合があることを伝え応諾を得た。
調査日当日は■ B ■が在室しており入室調査を行うことができ前頁の陳述を得た。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年1月31日 (金) 11:55-12:05	物件所在地	物件確認、不在告知書投函
令和7年2月28日 (金) 13:30-13:35	物件所在地	不在告知書再投函、外観写真撮影
令和7年3月5日 (水) : - :	郵便	入室調査日期日指定書送付 (3/11と指定)
令和7年3月11日 (火) 13:00-13:20	物件所在地	解錠入室調査のため臨場、 B と面談、占有関係等確認、入室調査を一旦中止し期日再指定 (3/18とした)
令和7年3月18日 (火) 14:00-14:32	物件所在地	建物入室調査、間取り等確認、屋内写真撮影、 B と面談
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ■ 令和 7 年 3 月 1 1 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 □ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ■ 令和 7 年 3 月 1 8 日 入室調査に立会人を伴った経緯は前頁「執行官の意見」に記載のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

保品

請 求 部 分	所 在	八千代市保品字中台谷				地 番	1915番67	
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面	
種 類	田土地台帳附属地図				補 記 項 事			
作 成 年 月 日	平成8年9月4日			備 付 日 (原図)				

令和6年11月13日
千葉地方法務局船橋支局
登記官

(6 枚目)

A 3 版を A 4 版に縮小

16389

全 体 圖 (A)



5-1:1000

作者

平成 8 年 8 月 8 日作製

人
類
母

箱尺 1/3000

1915-2
1915-19~-170

地番	1415-2 1915-19 ~ -170	所在地	谷中台保品市代八
----	--------------------------	-----	----------

地積測量圖 8.9.4

1/56

全体図

研究新成果

千葉地方法院

4. 9.

理

米本半價

(長源納)

令和6年11月13日

千葉地方法務局船橋支局

製品例

請求番号：21-2

(1/56)

(7 枚目)

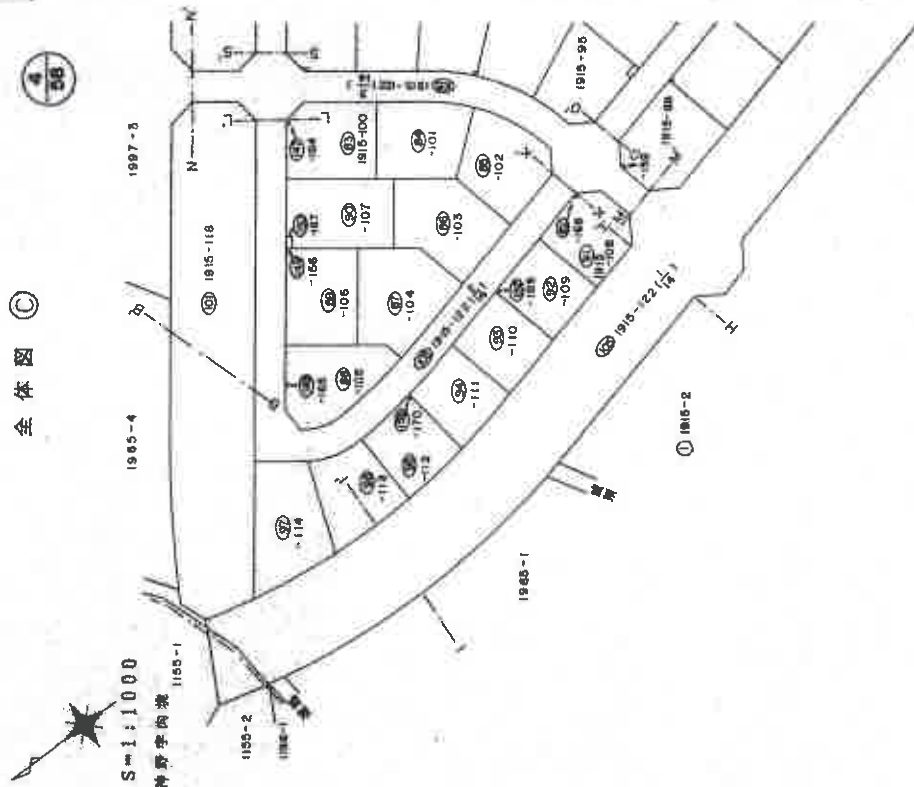
A 3 版を A 4 版に縮小

登記年月日：平成8年9月4日

689391

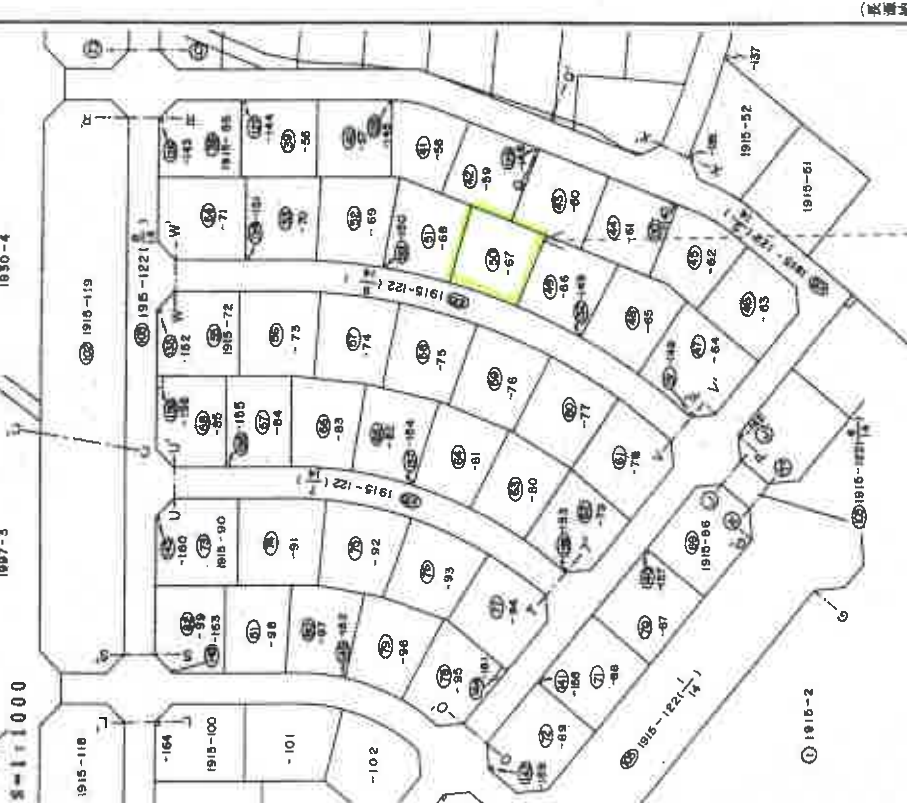
地 番 1915-19~-170
土地の所在 八千代市保田字中台谷

地積測量図 8.9.4
2/56



全体図 C

全体図 B



作製者 平成8年8月8日作製

申請人

縮尺 1/

物件 1

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年11月13日 千葉地方裁判所 船橋支部

登記官

請求番号：21-2 (2/56)

登記年月日：平成8年9月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月13日 千葉地方法務局船橋文局 登記官

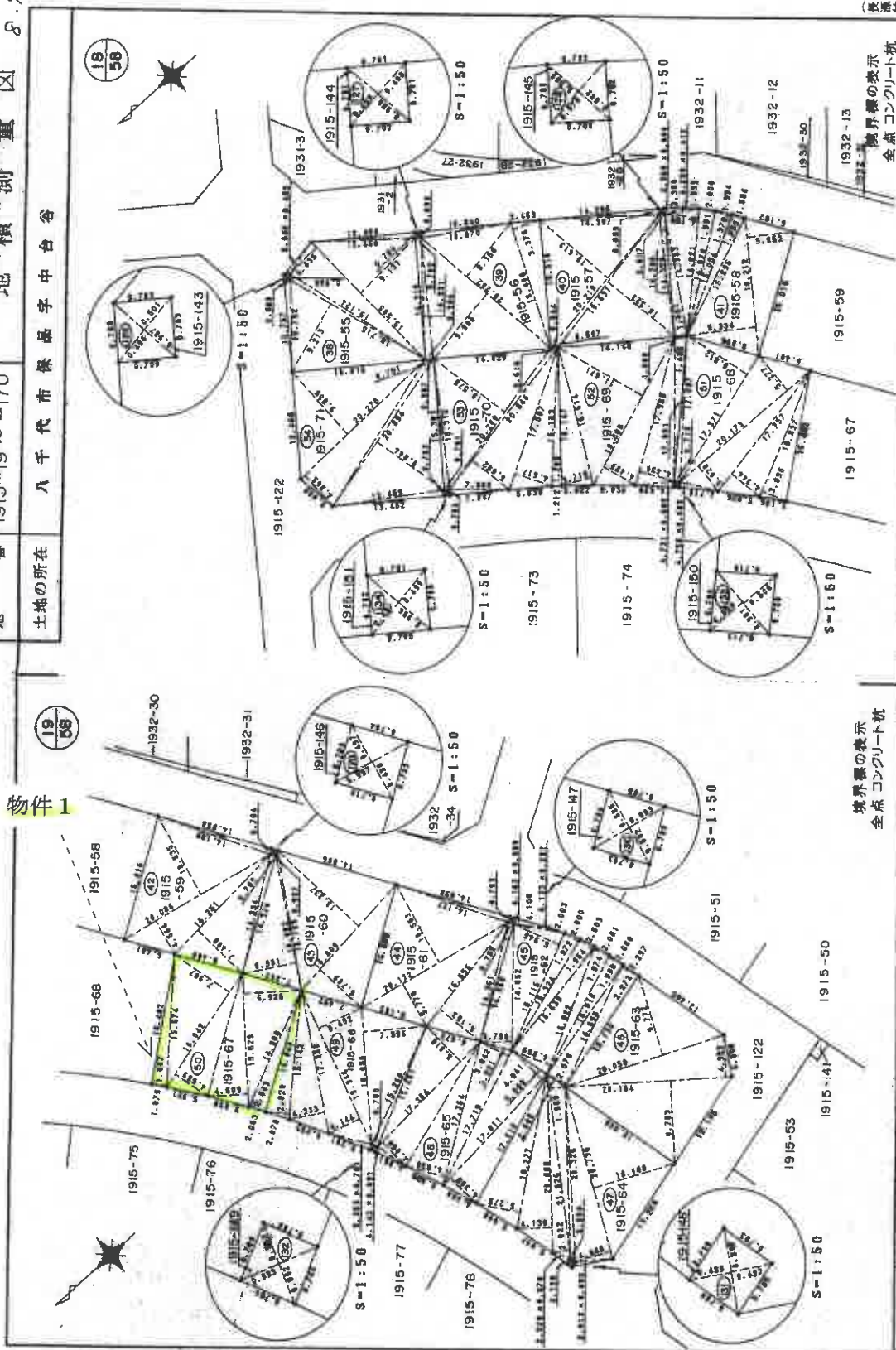
689399

物件1

地番	1915-19-2
土地の所在	八千代市保良字中台谷

地積測量図

8.9.4.
10/56



作製者

平成8年8月8日作製

申請人

縮尺 1/500

(真縮尺)
境界線の表示
金点コンクリート杭

請求番号：21-2 (10/56)

登記年月日：平成8年9月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月13日 千葉地方広務局船橋支局 登記官

689427

地番 1915-19 ~ -170

地積換算 量 図 8.9.4

土地の所在 八千代市保田字中台谷

地番 ① 1915-68			
NO.	面 積	高 さ	容 積
17.571	8.612	149.59052	
17.597	0.710	12.138870	
20.173	5.277	106.452921	
20.173	3.920	77.060860	
4.755	0.693	3.295215	
17.757	4.344	77.136408	
15.637	3.095	49.015515	
		474.898841	
		237.3494205	
		237.34	

地番 ② 1915-69			
NO.	面 積	高 さ	容 積
19.808	11.671	231.179168	
19.808	4.420	87.551360	
17.859	4.430	29.558370	
17.091	1.485	29.380135	
4.731	0.885	3.240735	
16.614	3.715	61.721010	
		488.630778	
		244.3153890	
		244.31	

地番 ③ 1915-70			
NO.	面 積	高 さ	容 積
20.280	10.575	214.461000	
15.312	0.701	10.733712	
20.848	0.618	12.802828	
20.848	5.652	117.821592	
7.058	0.704	4.889952	
17.507	4.617	80.829818	
16.183	1.209	19.565247	
		461.284150	
		230.6420750	
		230.64	

地番 ④ 1915-71			
NO.	面 積	高 さ	容 積
20.278	9.835	199.434130	
20.278	4.965	100.680270	
20.894	0.751	15.691394	
20.894	9.844	205.580536	
13.459	0.702	8.448218	
		530.934548	
		265.462740	
		265.46	

地番 ⑤ 1915-65			
NO.	面 積	高 さ	容 積
17.364	5.818	101.023752	
17.364	4.063	70.549932	
4.142	0.691	2.862122	
17.364	4.930	85.804520	
17.719	3.842	89.878398	
17.811	4.941	88.004151	
17.811	4.309	76.747599	
		492.868474	
		246.1342370	
		246.43	

地番 ⑥ 1915-66			
NO.	面 積	高 さ	容 積
19.946	5.652	112.734792	
16.058	7.596	121.961378	
15.260	0.700	10.882000	
19.946	4.144	82.656224	
5.353	0.701	3.752453	
17.068	4.333	73.955644	
15.142	2.920	44.214840	
		449.957129	
		224.9785645	
		224.97	

地番 ⑦ 1915-67			
NO.	面 積	高 さ	容 積
16.042	7.967	127.806614	
16.042	4.659	74.739678	
15.629	4.809	75.159961	
15.629	6.920	108.152660	
14.988	2.043	30.820414	
15.574	1.867	29.076858	
		445.555975	
		222.779375	
		222.77	

作製者

平成8年8月8日作製

申請人

縮尺

1/

(広瀬町)

登記年月日 令和2年4月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年11月13日 千葉県方法務局船橋支局

登記官

図面番号 21-3

各階平面図

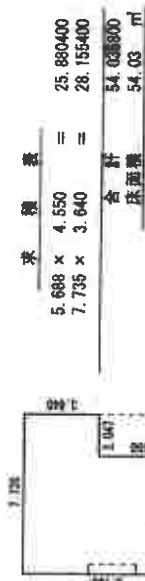
建物図面

家屋番号	1915番67
建物の所在	八千代市保品字中台谷1915番地67

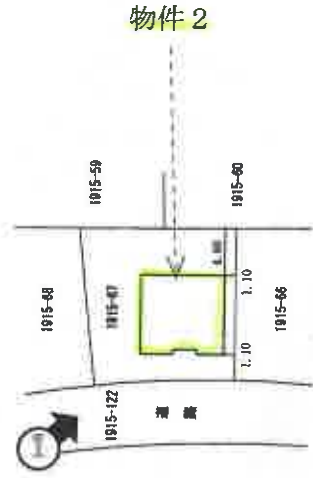
1 階



2 階



写真撮影位置と方向



作製者

(令和2年4月1日作製)

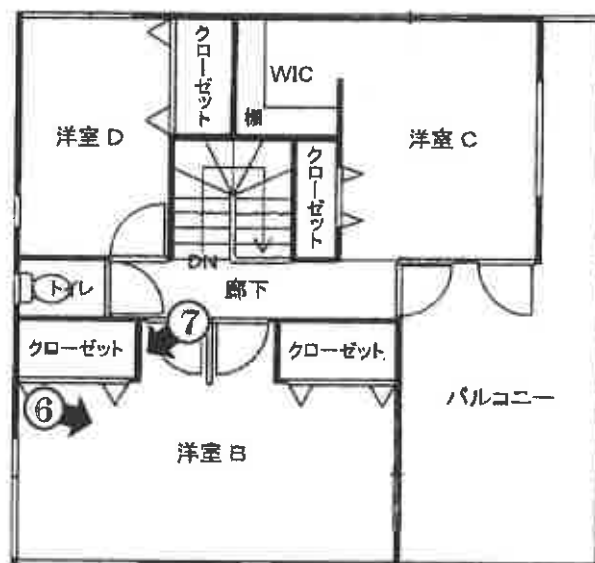
申請人

縮尺 1/500

建物間取図 (評価人作成)



1階



2階



←○ 写真撮影位置と方向

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



令和6年(ヌ)第173号

令和6年(ケ)第454号

令和6年11月21日 現地調査

令和7年5月8日 評価

小調第983号補充 発行番号

令和7年5月9日 提出日

千葉地方裁判所

民事第4部 御中

評 価 書

(補 充 書)

評価人 不動産鑑定士

小 畑 昌 也

第1 評価額

一括価格	
金17,990,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,680,000円
物件2（建物）	金11,710,000円
物件3（土地）	金670,000円
物件4（建物）	金2,930,000円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、3の内訳価格は物件2、4のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2、4の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 事件が併合されていることを前提として評価を行うこと。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1, 3	物件目録記載のとおり。		同左
2, 4	物件目録記載のとおり。		住居表示未実施区域 同左
番 号	特 記 事 項		
1～4	第4 目的物件の位置・環境等の特記事項参照。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

令和 6年(ヌ)第 173号
令和 6年(ケ)第 454号

物 件 目 録

1 所 在 八千代市保品字中台谷
地 番 1915番67
地 目 宅地
地 積 222.77平方メートル
共有者 A 持分5分の4

2 所 在 八千代市保品字中台谷1915番地67
家屋 番号 1915番67
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 62.31平方メートル
2階 54.03平方メートル
共有者 A 持分5分の4

(以上令和6年(ヌ)第173号事件の物件番号1, 2)

3 所 在 八千代市保品字中台谷
地 番 1915番67
地 目 宅地
地 積 222.77平方メートル
共有者 B 持分5分の1

4 所 在 八千代市保品字中台谷1915番地67
家屋 番号 1915番67
種 類 居宅
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

令和 6 年（ヌ）第 173 号
令和 6 年（ケ）第 454 号

物 件 目 録

床 面 積 1階 62.31 平方メートル
 2階 54.03 平方メートル

共有者 B 持分 5 分の 1

(以上令和 6 年（ケ）第 454 号事件の物件番号 1, 2
(B 持分))

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1，3）

位 置 ・ 交 通	京成本線「勝田台」駅の北方・道路距離約5.5km 最寄バス停「もえぎ野中央」の南西方・道路距離約150m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	市郊外に大規模開発された中規模一般住宅が建ち並ぶ区画の整った住宅地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 指定50% 指定100% なし 絶対高さ10m もえぎ野住宅地区地区計画 八千代もえぎ野第1区建築協定 建築基準法第22条指定区域
画 地 条 件	形状(略台形)，地勢(概ね平坦)，接道方位(北西)， 間口(約14.0m)，奥行(約15.5m)， 地積は登記(222.77㎡)とほぼ同じ。	
接 面 道 路 の 状 況	北西側市道(保品52号線)，幅員(約6.0m)，連続性(普通)， 舗装(有)，歩道(無)，側溝(有)， 高低差(道路より等高～0.9m高い)	
	建築基準法上の種類	第42条1項1号
	セ ッ ト バ ッ ク	不要
土 地 の 利 用 状 況 等	再 建 築 の 可 否	可能
	物件1，3は，物件2，4の建物の敷地，庭及び駐車スペースとして利用されている。 隣地は，北東側・南東側・南西側が戸建住宅等，北西側は道路を介して戸建住宅である。	
供 給 処 理 施 設 (敷地内までの引き込みを基準に，引き込みが有る場合を「あり」，無い場合を「なし」とした。)	上 水 道 あり ガス配管 あり 下 水 道 あり	

土 壤 汚 染 等	○ 過去の利用状況及び現況観察から、土壤汚染の存する可能性は低いと推定する。 ○ 現存建物に係る以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推定する。 ○ 周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。
特 記 事 項	○ 開発許可：千葉県宅指令第5号の5（平成4年3月3日） ○ 敷地の東端に屋根及び周壁を備えた大型の物置（約12㎡）が存するが、基礎がないため動産と認定した。

2 建物の概況及び利用状況等（物件2，4）

区 分	主である建物		
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	令和2年3月29日新築 約5年 約20年	
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 その他	木造 合金メッキ鋼板ぶき 鋼板張り等 ビニールクロス貼り，タイル等 ビニールクロス貼り，合板等 フローリング，タイル等 キッチン，ユニットバス，洗面台，水洗トイレ等 （電気，上水道，下水道，都市ガス） 床下収納，浴室換気暖房乾燥機等	
床面積（現況）	床面積	1階	62.31㎡ 2階 54.03㎡ 延べ 116.34㎡
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 4LDK+WIC+SIC（別添間取図参照）	
品 等	普通。		
保守管理の状態	普通。		
建物の利用状況	本件所有者（共有者ら）が，家族と居住して占有中。		
特 記 事 項	○ 建築確認：第19UDIIS建03881号，令和1年11月28日 完了検査：第UDIIS建03881号，令和2年4月3日 ○ 1階LDを中心に内壁クロスが剥れている箇所が散見されるほか，2階洋室Bの入口壁面に穴があいている。 ○ 室内でペットの猫1匹を飼育しているとのこと。		

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 3 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	持 分 エ	建付減価 オ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ＝カ
1	42,500	1.01	222.77	4/5	1.00	7,650,000
3	42,500	1.01	222.77	1/5	1.00	1,912,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示等 (八千代-22)

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 37,600\text{円/㎡} & \times & 100/100 & \times & 100/104 & \times & 100/85 & = & 42,500\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 道路方位+4%

◇ 地 域 格 差 : 街路, 交通接近, 環境, 行政条件格差等を考慮した。

標準画地は, 近隣地域において, 土地の概況 (間口, 奥行, 規模等) 及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差 : 道路方位+1%

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 持 分 : 登記簿のとおり。

オ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した結果, 特に建付減価はないものと判断した。

② 物件 2, 4 (建物)

目的物件の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延べ面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持 分 エ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ＝オ
2	180,000	116.34	0.770	4/5	12,900,000
4	180,000	116.34	0.770	1/5	3,225,000

ウ 現 価 率

物件 番号	耐用年数法 (定額法)				観察減価率 (E)	現価率 (D) × (1 - (E))
	残価率 (A)	経済的残存 耐用年数 (B)	経過 年数 (C)	定額法に よる現価率 (D)		
2, 4	0.05	約20年	約5年	0.81	0.05	0.770

◇ 耐用年数法 (定額法) :

$$(D) \text{ 現価率} = 1 - (1 - (A) \text{ 残価率}) \times \frac{(C) \text{ 経過年数}}{(B) \text{ 経済的残存耐用年数} + (C) \text{ 経過年数}}$$

◇ 観察減価率 : 保守管理状況等を考慮した。

エ 持 分 : 登記簿のとおり。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ア×イ＝ウ
1	7,650,000	0.50	法定地上権	3,825,000
3	1,912,000	0.50	法定地上権	956,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 （円） （1①カ, 1②オ） ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 （円） （2①ウ） イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 （円） （1万円未満四捨五入） （ア±イ）×ウ×エ×オ
1	7,650,000	－ 3,825,000		1.00	0.70	2,680,000
2	12,900,000	＋ 3,825,000	1.00	1.00	0.70	11,710,000
3	1,912,000	－ 956,000		1.00	0.70	670,000
4	3,225,000	＋ 956,000	1.00	1.00	0.70	2,930,000
一 括 価 格（合 計）						17,990,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：特にない。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考資料

○ 地価公示価格（八千代－22）

所 在：八千代市米本字原内2162番105

価 格：37,600円/㎡

位 置：京成本線「勝田台」駅の北方約5.2kmに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：220㎡

供給処理施設：水道，ガス，下水

接 面 街 路：南東側幅員5.0m市道

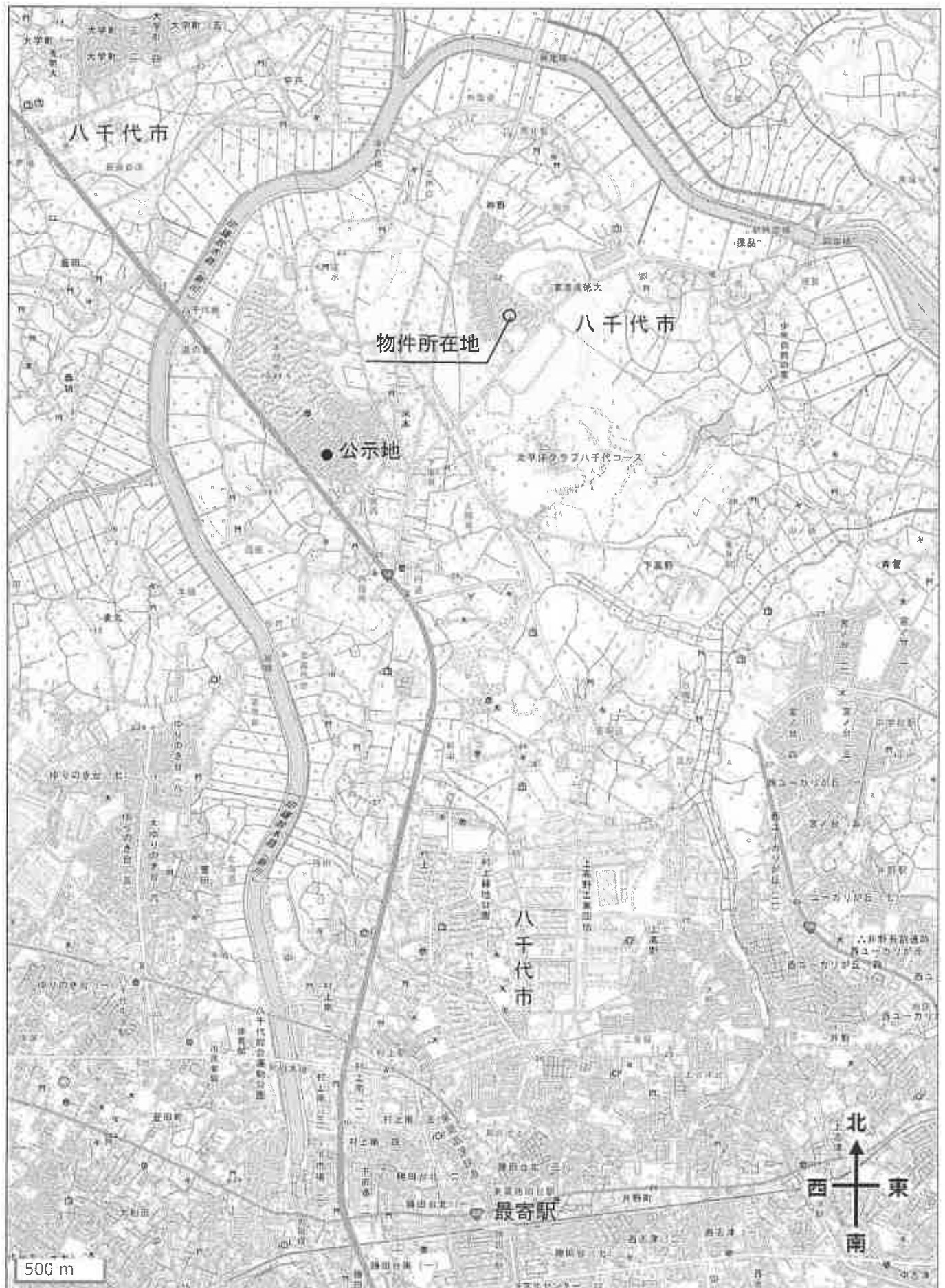
用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域（建蔽率50%，容積率100%）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

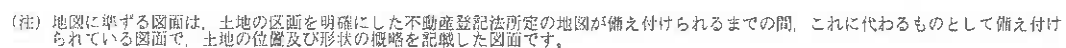
第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 間取図

以 上







保品

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である

(千葉地方法務局船橋支局管轄)

令和6年7月12日

大津地方法務局

地区整理番号：M27325

登記官

(1/1)

(A3判をA4判に縮小)

登記年月日：平成8年9月4日

689390

S=1:1000

全体図 ①

2/58



(A3判をA4判に縮小)

地番 1915-2
1915-19~-170

土地の所在 八千代市保田字中台谷

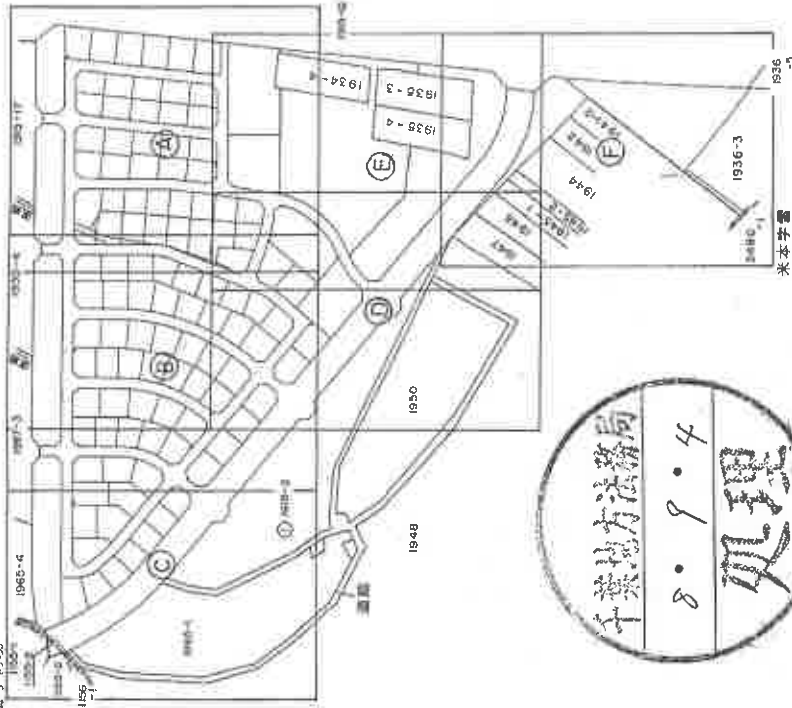
地積測量図 8.9.4

1/56

全体図

1/58

神野字台郷



千葉地方法務局
8.9.4
処理

申請人

縮尺 1/3000

作成者 平成8年9月 日 印

作成者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年10月8日 千葉地方法務局 船橋支局

登記簿

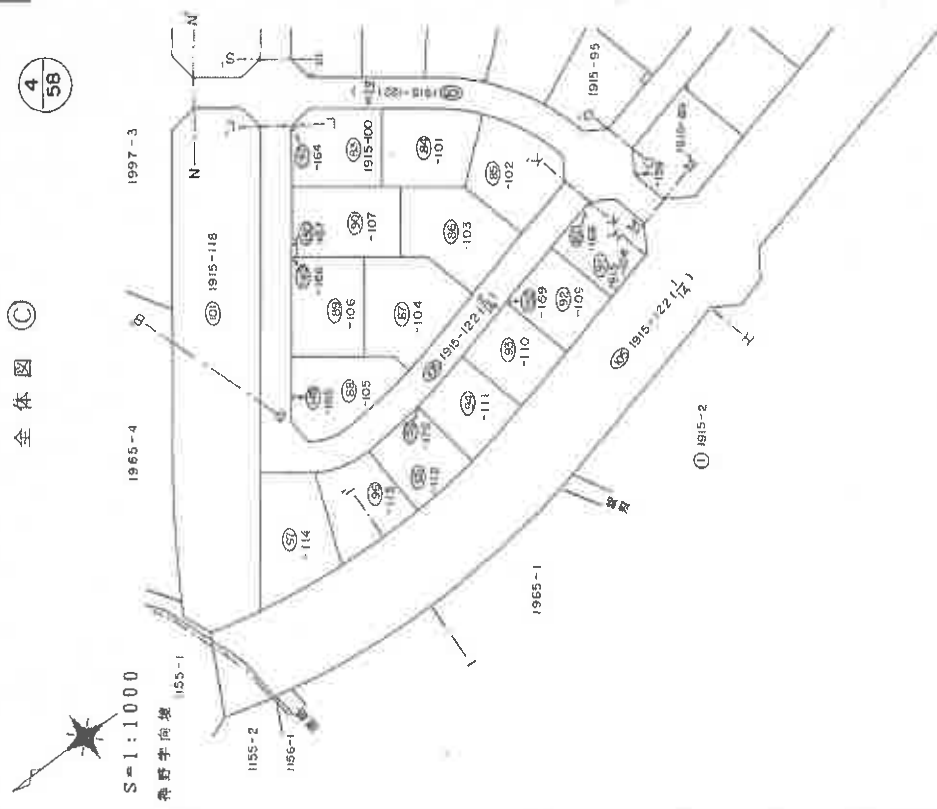
年月日：平成8年9月4日

689391

地積測量図 8.9.4 2/56

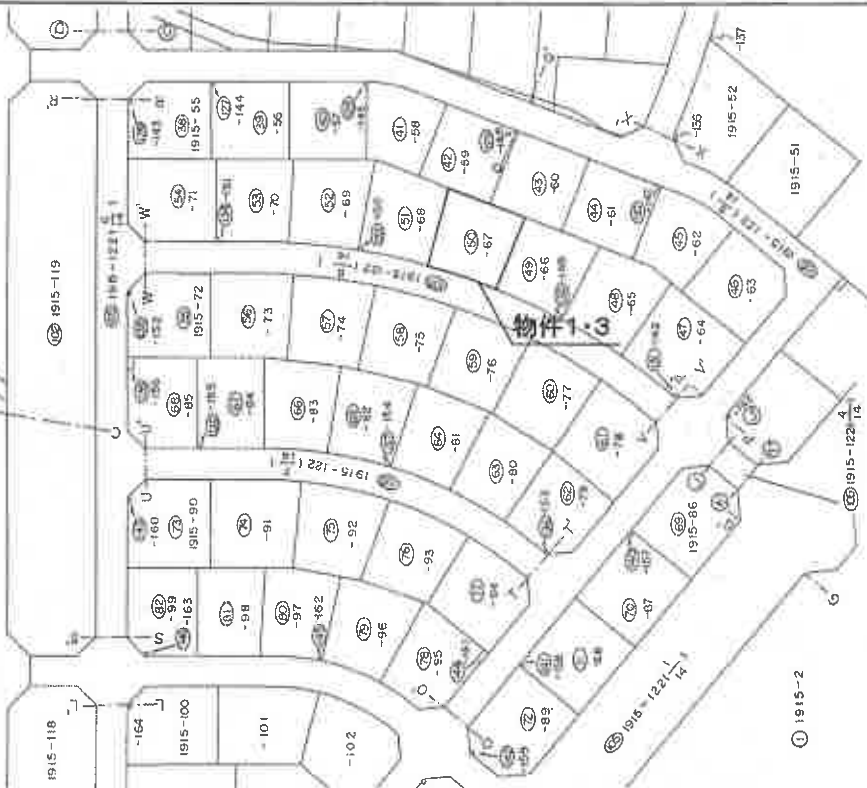
地番 1915-19~-170

土地の所在 八千代市保品字中台谷



3/58

全体図 B



平成 8 年 9 月 8 日 (作成)

申請人

縮尺

作製者

(A3判をA4判に縮小)

これは図面に 録されている内容を証明した書面である。
令和 6 年 10 月 8 日 千葉地方法院 船橋支局

登記年月日：平成8年9月4日

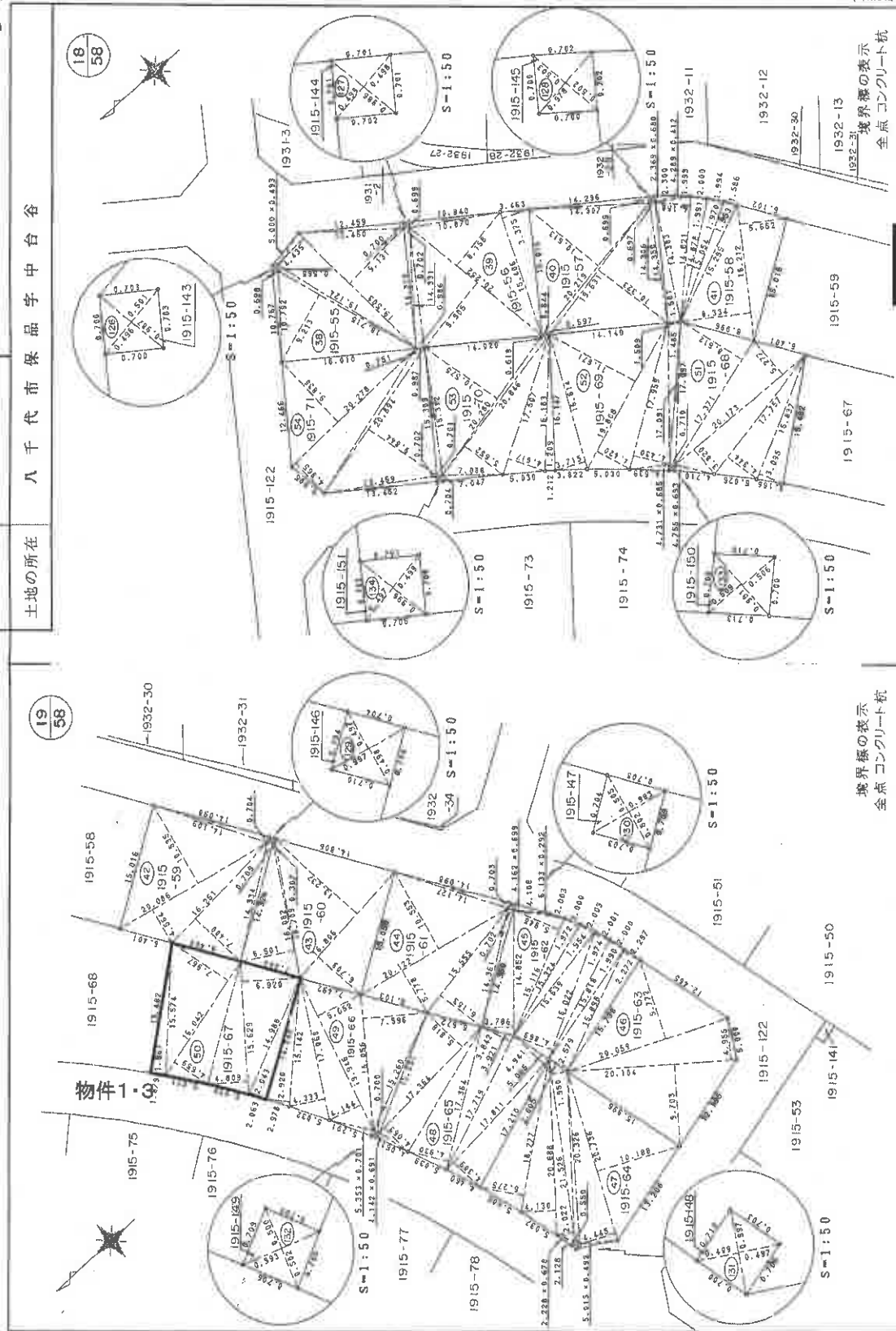
689399

地積測量図

番 19/5-2
1915-19 ~ -170

土地の所在 八千代市保品字中台谷

10/56



境界線の表示
金点コンクリート杭

境界線の表示
金点コンクリート杭

作製者

平成8年6月8日作製

申請人

縮尺 1/500

(A3判をA4判に縮小)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年10月8日 千葉地方裁判所 船橋支局

登記簿

これは図面に 録されている内容を証明した書面である。
令和 6 年 10 月 8 日 千葉地方建設局 総務支局

689427

地番 1915-19 ~ -170

地積測量図 8.9.8

土地の所在 八千代市保子中台谷

地番 (51) 1915-68			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	17.371	8.612	149.599052
	17.097	0.710	12.138870
	20.173	5.277	106.452921
	20.173	3.820	77.060860
	4.755	0.693	3.295215
	17.757	4.344	77.136408
	15.837	3.095	49.015515
		積算面積	474.688041
		地積	237.3494205
		地積	237.34 m ²

地番 (52) 1915-69			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	19.808	11.671	231.179168
	19.808	4.420	87.551360
	17.959	4.430	79.558370
	17.091	1.485	25.380135
	4.731	0.685	3.240735
	16.614	3.715	61.721010
		積算面積	488.630778
		地積	244.3153890
		地積	244.31 m ²

地番 (53) 1915-70			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	20.280	10.575	214.461000
	15.312	0.701	10.733712
	20.846	0.618	12.882828
	20.846	5.652	117.821592
	7.088	0.704	4.989952
	17.507	4.617	80.829819
	16.163	1.209	19.565247
		積算面積	461.284150
		地積	230.6420750
		地積	230.64 m ²

地番 (54) 1915-71			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	20.278	9.835	199.434130
	20.278	4.965	100.680270
	20.894	0.751	15.691394
	20.894	9.844	205.680536
	13.459	0.702	9.448218
		積算面積	530.934548
		地積	265.4672740
		地積	265.46 m ²

地番 (48) 1915-65			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	17.364	5.818	101.023752
	17.364	4.063	70.549932
	4.142	0.691	2.862122
	17.364	4.930	85.604520
	17.719	3.842	68.078398
	17.811	4.941	88.004151
	17.811	4.309	76.747599
		積算面積	492.668474
		地積	246.4342370
		地積	246.43 m ²

地番 (49) 1915-66			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	19.946	5.652	112.734792
	16.856	7.596	121.961376
	15.260	0.700	10.682000
	19.946	4.144	82.656224
	5.353	0.701	3.752453
	17.068	4.333	73.955644
	15.142	2.920	44.214640
		積算面積	449.957129
		地積	224.9785645
		地積	224.97 m ²

地番 (50) 1915-67			
NO.	底辺	高さ	積算面積
	16.042	7.967	127.806614
	16.042	4.659	74.739678
	15.829	4.809	75.159861
	15.829	6.920	108.152680
	14.988	2.043	30.620484
	15.574	1.867	29.076658
		積算面積	445.555975
		地積	222.7779875
		地積	222.77 m ²

物件1・3

作製者

申請人

縮尺

平成 年 月 日 (印刷)

(A3判をA4判に縮小)

登記年月日：令和2年4月6日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(千葉県地方自治局総務文書管理課)
令和2年7月12日 千葉県地方自治局

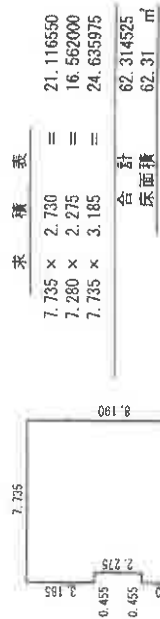
登記官

各階平面図 建物図面

家屋番号 1915番67

建物の所在 八千代市保品字中台谷 1915番地67

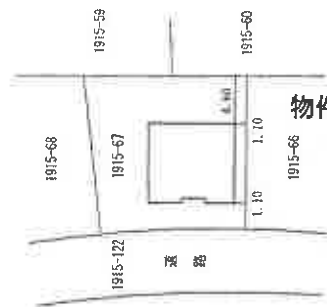
1 階



2 階



(A3判をA4判に縮小)



物件2・4

作成者

縮尺 250

申請人

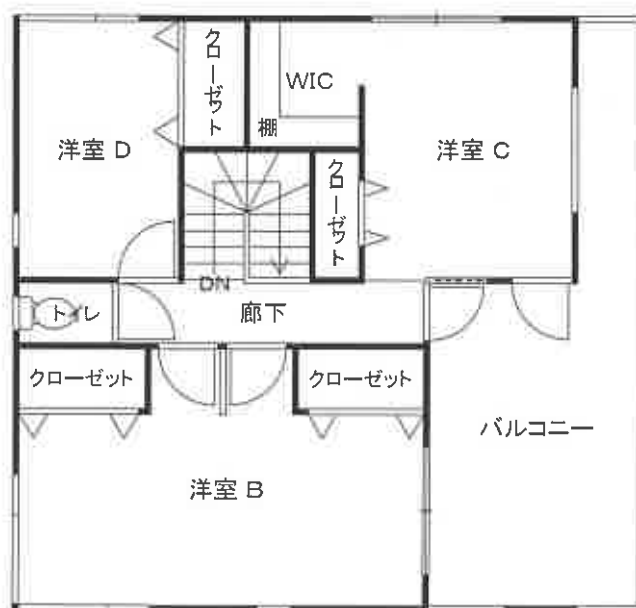
縮尺

500

間取図



1階



2階

